

令和7年度（2025年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

B日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは、中央省庁であるB省大臣官房C課D係に係員として勤務する非管理職の国家公務員である。Aは、B省の政策立案には直接関与する立場ではないが、入省して2年目ということもあり、省内の会議における司会進行を担当し、また、政策に関連する資料を調査した上で、幹部職員に調査内容を説明するなどの業務に従事していた。もっとも、これらの担当業務は、省内の事務規定に沿って、上司である管理職の指揮命令の下で行われる機械的業務であり、職務遂行の上では自身の裁量権限は認められていなかった。

令和5年8月11日に、Aは、休日を利用し、自身の住居および勤務先と異なる県であるE県F市内において、公務員とは周囲の人々に認識されないように私服の姿にて、F市内の住宅地にある住宅ポスト30戸に自身の支持政党である党の機関紙を投函した。機関紙の投函後に、Aは、付近をパトロールしていたE県警の警察官から職務質問を受けた。Aは、その際に国家公務員である身分を明かしたところ、機関紙の投函行為が、国家公務員法（以下、「国公法」という）102条第1項に定める「政治的行為」（人事院規則14—7第6項7号）に該当する疑いがあるとして逮捕された。その後、Aは国公法111条の2第2号違反を理由として起訴された。

[問い]

上記事例について、関連する判例に言及しつつ、Aを有罪とすべきかどうかを論じなさい。

《参考法令》

国家公務員法

第102条① 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

②～③ 略

第111条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者

人事院規則14—7（政治的行為）

①～⑤ 略

⑥（国公）法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一～六 略

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八～十七 略

⑦～⑧ 略

問題2（5点）

統治行為論について、関連する最高裁判例に言及しつつ、説明しなさい。